

輪島市監査公表第17号

平成26年1月27日付発監査第245号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成26年3月31日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発教文第 4 6 8 号
平成 2 6 年 3 月 2 6 日

輪島市監査委員 湊 良 作 様
輪島市監査委員 中 山 勝 様

輪島市教育委員会
委員長 小 橋 明 直



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 文 化 課
監査執行年月日 平成26年1月16日

監査の結果	措置の内容	措置状況
○備品台帳について 角海家の収蔵物については、専門家に調査委託し計画的に整備を進めている現況である。外部委託に頼ることなく、備品の価値等に拘らず備品台帳の整備に努め管理されたい。	平成20年度より進めてきた角海家収蔵物の調査は、平成26年度に完了する見込みであり、順次備品台帳の整備を進めていき、調査完了見込みの平成26年度中には、備品台帳の整備に努め、管理していきたい。	措置方針等